

能力向上教育

1. 「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育」とは労働安全衛生法第19条の2第2項の規定に基づき、以下のように規定されています。実施義務は、事業者にあります。

教育の対象者	安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業主任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生業務従事者
教育の種類	初任時教育、定期教育、随時教育
教育の内容、時間、方法、講師	定期及び随時は、労働災害の動向、社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項
時間	原則1日程度
方法	講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果の上がる方式。
講師	当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者
その他	安全衛生団体等に委託して実施しても良い。 事業者は、実施した能力向上教育の記録を個人別に保存する。 能力向上教育は、原則として就業時間内に実施する。

2. 講師派遣：

能力向上教育の実施義務者である事業者（貴社）に、（社）日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部が、貴社に経験豊富な講師を派遣いたします。

※貴社に講師を派遣する場合の条件等を、次ページに示します。

3. 出前講習：

事業者である貴社が、能力向上教育を実施出来ない場合は、事業者に代わって安全衛生団体（例：労働安全衛生コンサルタント会）等が実施することが認められていますので、ご相談下さい。

当会が実施した場合、能力向上教育修了証の発行を致します。

お問い合わせ	(社)日本労働安全衛生コンサルタント会 神奈川支部 〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 神奈川労働プラザ 7 階 電話 (045) 633-3618 FAX (045) 633-3618 事務所対応時間： 毎週火曜日から木曜日の午前 10 時～午後 4 時 E-mail: info@conkana.org URL: http://www.conkana.org/
--------	--

講師派遣

能力向上教育の実施義務者である事業者（貴社）に、（社）日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部が、貴社に経験豊富な講師を派遣いたします。

貴社が実施する能力向上教育に講師派遣する場合	
講師	（社）日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員の有資格者
実施場所	貴社にて会議室（研修室）をご用意下さい。
研修人員	約 10 名から 30 名程度
実施期間	1 日間
実施内容	能力向上教育指針（平成元年 5 月 22 日付け公示第 1 号）
必要な機材	PC プロジェクター、ホワイトボード、マーカー（3 色）、拡声装置をご用意下さい。PC は講師が持参します。
テキスト	テキストは中央労働災防止協会発行の該当する能力向上用テキストを使用します。補助教材として講師準備のパワーポイントを使用して行います。受講者の方々の講習資料の印刷、テキストの手配は貴社にてご用意下さい。弊方で用意することをご希望であれば、別途ご依頼下さい。
記録の保存	能力向上教育実施した場合、事業者に個人別の記録の保存が義務付けられています。

出前講習

事業者である貴社が、能力向上教育を実施出来ない場合は、事業者にとって安全衛生団体（例：労働安全衛生コンサルタント会）等が実施することが認められていますので、ご相談下さい。当会が実施した場合、能力向上教育修了証の発行を致します。

能力向上教育を神奈川支部が貴社に替わって実施する場合	
講師	（社）日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部会員の有資格者
実施場所	貴社にて会議室（研修室）をご用意下さい。
研修人員	約 10 名から 30 名程度
実施期間	1 日間
実施内容	能力向上教育指針（平成元年 5 月 22 日付け公示第 1 号）
必要な機材	PC プロジェクター、ホワイトボード、マーカー（3 色）、拡声装置をご用意下さい。PC は講師が持参します。
テキスト	テキストは中央労働災防止協会発行の該当する能力向上用テキストを使用します。補助教材として講師準備のパワーポイントを使用して行います。受講者の方々の講習資料の印刷、テキストの手配は当方が手配致します。
修了証	修了証は、当会が発行致します。
記録の保存	能力向上教育実施した場合、事業者に個人別の記録の保存が義務付けられて

	います。
--	------